

防衛装備移転(武器輸出)の拡大問題についての勉強会

3月19日、憲法問題対策本部主催の会員向け標記勉強会がZoomウェビナー形式で開催された。講師は当会憲法問題対策本部委員の福田護会員が務めた。

福田会員からは、日本国憲法の恒久平和主義の下で長年維持されていた武器輸出三原則等による実質的な武器輸出禁止の原則が段階的に変更されてきた経緯について詳細な説明があった。武器輸出三原則は、1967年に佐藤栄作首相(当時)によって表明され、共産圏諸国、国連決議により武器輸出が禁止されている国、国際紛争の当事国への武器輸出を禁じる方針として長らく日本の平和政策の象徴とされてきた。

しかし、この原則は近年大幅な変更を余儀なくされている。2014年4月の防衛装備移転三原則の閣議決定は、従来の武器輸出三原則を事実的に撤廃し、「平和貢献・国際協力」の名目の下で武器輸出に道を開いた。続く2022年12月の安保三文書の閣議決定では、反撃能力の保有と防衛費の倍増が決定され、防衛装備品の海外移転が更に促進される方向性が示された。

そして、2023年12月22日には防衛装備移転三原則及びその運用指針が改正され、ミサイルや戦闘機など殺傷能力を有する武器の海外移転が可能となった。さらに2024年3月26日の運用指針改正により、対象品目や移転先が大幅に拡大された。

日本の防衛装備品輸出は新たな段階に入った

新たな段階に

福田会員は、多様な資料に基づき、政府において今後も殺傷能力を有する武器を含めた防衛装備品の海外移転の拡大が検討されていることを具体的に示した。特に注目すべきは、この間の動向を踏まえ、米国及び日本においても、防衛産業と呼ばれる武器製造に関わる企業の株価が飛躍的に上昇していることであった。

防衛予算の大幅増額により、防衛産業は今や最も成長が期待される収益性の高い産業分野となっている。戦争準備が一部の企業に莫大な利益をもたらす、富の蓄積手段となっている現実が浮き彫りになった。

防衛装備移転の拡大と格差の拡大

優先順位の倒錯

本勉強会の約1週間前、筆者は当会貧困問題対策本部と人権擁護委員

が交代で担当者を出して実施している生活問題電話相談で6組の相談を担当した。

相談者はいずれも生活保護で生活を支えている方々であり、その悲痛な問いや呻きは、もはや法律相談の体をなしていなかった。住居費を支払うと月の食費が1万円も確保できない、文字どおり生きていけないと電話口

講師の福田護会員



発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2025年度第1回
関東弁護士会連合会地区別懇談会のお知らせ
日時 2025年7月1日(火) 午後1時～
場所 ロイヤルパインズホテル浦和



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

で語る相談者の言葉に対し、同じ神奈川県民の空の下で暮らす私は何もできなかった。受話器を置いた後でも、相談者の悲痛な言葉が耳から離れることはない。

筆者が子どもの頃、学校の先生は「億総中流」という言葉を教えてくれた。当時の日本社会は、多くの国民が中流意識を持ち、比較的平等な社会

であることが誇りと誇られていた。しかし、現在の日本で何がここまで壊れてしまったのか。経済格差の拡大、貧困の深刻化、社会の分断が進む中で、果たして再生の途はあるのか。私たち弁護士に何ができるのか。その思いは、同じところを空回りし続けている。

防衛装備移転の拡大により、一部の防衛産業企業には莫大な利益がもたらされる一方で、生活困窮者の増加という現実がある。防衛予算の大幅増額が決定される一方で、社会保障制度の充実や格差是正への取り組みは十分とはいえない。国家予算の配分を見れば、何を優先しているかが明確に表れている。

憲法の恒久平和主義が後退する中で、武器輸出

刑事弁護修習の最前線

～20年目の司法修習～

「導入修習」

その3

会員 妹尾 孝之

初回接見を扱う刑弁演習1、勾留について刑裁教官・検察教官も交えて議論する刑事問研に引き続き、同一の事案を題材に即日起案が行われる。

この即日起案は半日(3時間)の起案で、想定弁論の起案をメインの問題とし、ほかに小問が2問ほど出題される。刑弁演習1が終了した時点で修習生には記録の第1分冊(勾留請求の段階で弁護人が入手している証拠や情報をまとめたもの)が配付されているが、即日起案ではこれに加え記録の第2分冊が配付

される。この第2分冊には、起訴後に検察官から開示された証拠や弁護人が独自の調査で入手した証拠、被告人や関係者から聴取した結果等が編綴されており、修習生が、手続が進むに従って弁護人が接する情報が増えていくことを疑似体験できるように工夫されている。

即日起案が終わると、数日～1週間程度を空けて、刑弁演習2が行われる。

この刑弁演習2は丸1日(3コマ)を使って実施され、うち2コマが起案講評に、残りの1コマ

が尋問演習に充てられる。起案講評に当たって、刑弁教官は即日起案から刑弁演習2までの間に1クラスで70通近く、2クラス持ちの場合は130通以上の起案に目を通すことになる。集合修習の起案に比べれば頁数も少なく、厳格な採点を行うわけでもない。1通当たりの負担は少ないのであるが、短期間でこの通数の起案の添削をすることはかなりの重労働であった。それでも、コメントを入れると修習がスタートする。導入修習の刑弁演習2は貴重な機会であった。

山ゆり

司法試験論文試験の答案用紙や研修所の起案用紙はB判の縦書きだった。弁護士登録のころ、準備書面も判決書も縦書きだったが、しばらくしてA判の横書きになった。▼筆記用具もワープロ専用機からパソコンになり、記憶媒体もフロッピーディスクからCDに変わった。裁判所から示された12ポイントの書式モデルは老眼にやさしいことを後年実感した▼FAXによる書面、書証等の提出ができるようになったと思つたら、最近ではミックスなどという単語が飛び交っている▼コロナ禍を経て、裁判所の期日もWeb会議が多くなり、法廷後の廊下で相手方代理人と名刺交換することもなくなつた。たまに地裁へ行くときは幾分緊張気味だ▼コピー機が普及する前は原本を書き写し、最後に原本を正確に書き写した旨の文言を入れて書証を提出していたという話を聞いたことがある。そういえば、新人の頃、裁判所の廊下には灰皿が置いてあった▼テックノロジーは進化するし、時代は変わる。その良し悪しはともかく、古き良き時代を懐かしんでばかりいると時代遅れの頑固爺で終わってしまうぞ(まあ、それはそれでありかなとも思う)。

(久保 義人)

川崎支部

「お互いの顔が見える」川崎支部を目指して

4月から川崎支部長に就任しました。そうそうたる歴代支部長と比べると力不足も否めませんが、地道に、できることをしていくつもりです。

今回の川崎支部執行部は、役員の男女比率が均等になりました。形だけで終わってはいけませんので、男女共同参画について支部として具体的な活動につなげていきたいと考えています。今後とも比率を維持できるように、女性にも男性にも優しい川崎支部を目指します。

川崎日航ホテルにて

近年、川崎支部の会員数は250名を超えており、私が登録した頃から比べても人数が3倍に増えています。「お互いの顔が見える」という支部の良さは薄れつつあるように感じます。

今年度の川崎支部では、改めて「お互いの顔が見える」場を多く作ってほしいと考えています。公式行事以外の気楽な場も設けたいと思いますので、川崎支部以外の皆様も機会があれば是非顔を出してください。

(支部長 澄川 圭)

支部だより

万葉の湯にて

4月1日現在、県西支部の会員数は137名、管内に18の市町村を擁していることが大きな特色であり、自治体内でも多くの会員が委員を務めるなど日々活躍している。支部活動も盛んであり、新入会員も労せず会に溶け込める雰囲気なのは今も昔も変わらない。

どもとの掛け合いなど、会員の普段とは違う私的な一面に触れることができるのが醍醐味である。この数年網が引けていないのはご愛敬…。暑氣払いでは、夏の暑さと日頃の鬱憤を吹き飛ばしながら交流を図る。参加者が一団となって楽しめるクイズ企画は支部事務局発のアイデア。感謝しかない。

支部の(臨時・定期)総会は、「小田原お堀端万葉の湯」を会場として行われることが続いた。小田原万葉の湯は、湯河原の源泉が楽しめる日帰り温泉施設であり、館内で入浴を楽しむことができる。ゆっくり露天風呂に浸かり疲れを癒すの特典付きである。

本年度はなんと1つても、県西支部から村上慶一郎副会長を送り出したことが、支部としての誇りである。村上副会長により、支部会員は当会理事者の目の回るような忙しさと大変さを臨場感をもって共有できる。村上副会長を含む当会理事者を応援・バックアップする態勢は整っている。これからも会の発展に支部をあげて貢献していきたい。

原の源泉が楽しめる日帰り温泉施設であり、館内で入浴を楽しむことができる。ゆっくり露天風呂に浸かり疲れを癒すの特典付きである。

本年度はなんと1つても、県西支部から村上慶一郎副会長を送り出したことが、支部としての誇りである。村上副会長により、支部会員は当会理事者の目の回るような忙しさと大変さを臨場感をもって共有できる。村上副会長を含む当会理事者を応援・バックアップする態勢は整っている。これからも会の発展に支部をあげて貢献していきたい。

県西支部

県西支部(こけいん)なとじん

(副支部長 松下 純)

引継披露式

留萌ひまわり基金法律事務所

3月15日、北海道の留萌市に設置された「留萌ひまわり基金法律事務所」7代目所長松嶋佳史さん(72期、現在は公官庁に任命中)の任期満了を記念した引継披露式が留萌市内の会場にて開催された。

松嶋さんは、令和3年8月まで当会(かながわパブリック法律事務所)に所属し、同年9月から留萌の地で約3年7か月間の任期を全うした。同式典には、弁護士会関係者のみならず、地元自治体や関係団体等から総勢120名以上が参加しており、松嶋さんの当地での貢献度の高さがうかがえた。



挨拶する松嶋佳史さん

同式典中のスピーチにおいて、松嶋さんは「美味しい食べ物がたくさんある留萌で美味しくご飯が食べられないような悩みを抱えている方を、一人でも減らしたい」と思い活動してきた。これからは留萌のためにできることを考えたい」と語り、会場内は盛大な拍手に包まれた。昨今、司法過疎

地域への赴任を希望する若手弁護士が全国的に不足している中で、当会の司法過疎対策への取り組みによる成果が留萌の地で結実していたことを実感した。

(会員 千葉 剛志)

春の風物詩!!

上大岡街かど無料相談会

4月12日、当会・東京地方税理士会横浜支部・神奈川県司法書士会横浜支部の共催により、京急線上大岡駅改札口前(京急百貨店入口周辺)にて、上大岡街かど無料相談会を開催した。

これは神奈川県司法書士会横浜支部を迎えて3士業体制に拡大したものである。事前予約なしの街かど相談会であるにもかかわらず、本年もおおむね終日相談ブースが埋まるほどの盛況であり、相談件数は3士業合計で87件に上った。件数だけでなく、多くの相談者が帰り際にこやかにお礼を述べていたことが印象的であった。

この相談会は、2022年に当会・東京地方税理士会横浜支部の共催で初めて開催し、多数の相談者から好評を得たことから、毎年春に「年に一度なので来年度

また、今日は時間がないうちから「次はいつ開催ですか」と問われ、

(会員 中野 智仁)

相模原支部

地元の司法をより身近に

乾杯！

相模原市・座間市の弁護士91人で構成される相模原支部では、法律相談はもちろん、地裁相模原支部への合議制裁判及び労働審判の導入に向けた取り組みが続いています。現在は、勉強会やデータ分析を通じて理論面の強化を図りつつ、「最高裁に市民の声を届ける」という思いで活動を進めています。

吾会員が、日弁連副会長として活躍される中、「衣刀信吾」の名で執筆された「午前零時の評議室」が第28回日本ミステリ文学大賞新人賞を受賞されるといふ朗報がありました。支部としても喜ばしい話題でした。そして、小谷警会員も当会副会長を立派に務め上げられました。若輩者として、お二方のご尽力には深く敬意を抱いております。

4月は出会いと別れの季節であり、5月は休暇明けでモチベーションを維持することが困難な季節であり、6月は1年間で最も刺激がない季節ともいえる。そんな味気ない季節でも、「恋愛」という行為は唯一彩りを与えてくれるものかもしれない。

法廷に発展する恋愛トラブルでも「愛は技術であると知ることである」

このニュースを見て、人間の恋愛は複雑だと思ったのは、おそらく私だけではないだろう。恋愛は幸せと恐怖が表裏一体に... 愛は技術であると知ることである... 「生きる」ことが技術であると同じく、愛は技術であることである... 「愛する」ということ... (白賀 エチエンヌ)

支部だより

横須賀支部の支部会員名の名札掲示板。支部会員が増えたものの、いまだにこの掲示板がいっぱいになることはない。

以前の裁判所横須賀支部は、今ある横須賀中央駅から平坦な場所にある新港町ではなく、隣の新立大学駅から坂道を登った田戸台にあった。昔語りをするほど経験があるわけではないが、どうやら私の期(64期)までが田戸台の旧庁舎の利用経験があるらしいので、旧庁舎について思い出を語りたい。

待合室では調停室の音が壁越しに聞こえてきたし、申立人と相手方の待合室は危険なほど近かった。一方で、旧庁舎からは猿島を望み東京湾の遮るものない眺望を楽しむことができた。庁舎内が撮影禁止のため、あの眺望を残せなかったのが心残りである。

を飲みつつ会員間の交流を深めたり、パソコンで簡単な書面を作成したりしていた。支部会員が双方当事者の代理人となつていられる事案では、期日後にそのまま支部控室に場所を移し、和解協議をしていたこともあったらしい。

副会長に就任して1か月時点での雑感

副会長に就任して1か月が経過しました。これまで自分の所属していた委員会についてはそれなりに活動していたつもりでしたが、改めて副会長となり、弁護士会が抱える委員会の数や、活動の幅広さに圧倒されています。それ以外にも、日弁連、関東十県会といふ存在に感じていた団体の存在に感じていた団体になり、それらの存在をぐっと身近に感じるようになってきました。

横須賀支部

旧庁舎の思い出

(会員) 河野 康裕

理事者室だより

副会長に就任して1か月時点での雑感

副会長に就任して1か月が経過しました。これまで自分の所属していた委員会についてはそれなりに活動していたつもりでしたが、改めて副会長となり、弁護士会が抱える委員会の数や、活動の幅広さに圧倒されています。それ以外にも、日弁連、関東十県会といふ存在に感じていた団体の存在に感じていた団体になり、それらの存在をぐっと身近に感じるようになってきました。

筆者は右から2番目。今期執行部で横須賀法律相談センターを訪問したときのものです。

副会長に就任して1か月が経過しました。これまで自分の所属していた委員会についてはそれなりに活動していたつもりでしたが、改めて副会長となり、弁護士会が抱える委員会の数や、活動の幅広さに圧倒されています。それ以外にも、日弁連、関東十県会といふ存在に感じていた団体の存在に感じていた団体になり、それらの存在をぐっと身近に感じるようになってきました。

新入会員歓迎会

多様性の

萌芽はここに

4月23日、ロイヤルホテルにて新入会員歓迎会が行われた。参加者は総勢109名、うち77期が41名、ほか登録換え等の会員が22名であった。

冒頭畑中隆爾会長から挨拶があり、その中で、弁護士には「つながり」が重要である旨の指摘があった。続いて常議員会議長の金谷達成会員からの乾杯の挨拶で歓談が始まった。

興味に至っては、酒や甘味はもちろん、麻雀、野球、サッカー、テニス、ダーツ、スポーツチャンバラ、宝塚観劇、オペラ鑑賞、仏像鑑賞、ポケモンカード収集等多彩であった。そして希望委員会についても、犯罪被害者支援、災害支援、国際交流、法教育、子どもの権利等多様性を極めた。

恒例の新人挨拶は、ここ数年の中では比較出席人数も多かったことから1人当たりの時間は限られていたものの、それでも多くの印象的な自己紹介がなされた。

出身地、修習地も神奈川県に限らず全国から当会に入会していることがうかがわれた。他職経験についても、元裁判官、元検察官、インハウスイヤ、民間企業等、多彩な出自の面々が見られた。

新人挨拶に続き恒例の各クラブ等からの紹介と勧誘が始まり、労働弁護団、かながわ医療問題弁護団、囲碁、将棋、弁護士連、かながわ若手弁護士の会、野球部、テニス部、法曹ゴルフ、法曹入会、中大法曹会等から力強い説明と勧誘がなされた。最後は、長谷山尚城筆頭副会長の挨拶で盛況のうち閉会となった。

新入会員の顔ぶれが多様であることは、当会の多様性をより充実させ、

新入会員に語りかける畑中会長

畑中会長の標榜する多様性重視の考えとも合致するものである。新入会員が今後多様な分野で活躍されることを期待したい。(会員 田中 恒司)

仲間と一緒に楽しくくりフレッシュ!



横浜マリナーズ

チーム一丸となって全国大会を目指す野球部

当会の野球部である横浜マリナーズは、日弁連野球の全国大会を目指して活動中です。活動は毎週土曜日を基本に、練習や練習試合、他会の野球部との対抗戦などを行っています。経験者のみならず、練習で上達した未経験者も活躍しており、経験者から未経験者まで幅広く部員を募集中です。野球部に興味のある方は、坂本 (attorney.sakamoto@outlook.jp) までご連絡ください。

(会員 坂本 学)



横浜法曹ゴルフ会

神奈川の名門を網羅!

横浜法曹ゴルフ会では、10期台から70期台まで幅広い年代のゴルフ好きがプレーを楽しんでいます。毎月行われる例会は、戸塚、磯子、相模原など、ネットでは到底予約不可能なコースで開催されるので、この会に入れば、神奈川の名門の完全制覇も可能です。各月の例会優勝者で争われる年間王者決定戦は、毎夏、北海道や河口湖等の避暑地で熱戦が繰り広げられます。入会希望の方は武藤 (045-651-4640) までご連絡を。(会員 武藤 一久)



横浜法曹テニスクラブ

爽やかにテニスはいかがですか?

私たち横浜法曹テニスクラブには硬式テニスを楽しむ人々が集まっています。メンバーは当会会員にとどまらず、その家族、裁判官や検察官といった多様な人々が所属しています。また、練習会では初心者や子供たちを対象に特別レッスンを実施しますし、試合に際しても実力に応じたペア決めをするなど工夫してどのレベルの方でも楽しめるようにしています。入部希望の方、運動不足解消や懇親したい等、動機は何でもOKです。まずは佐藤 (045-640-0463) までご連絡ください。(会員 佐藤 裕)



神奈川県弁護士会サッカー部

神奈川県弁護士会サッカー部(愛称:横弁FC)の活動は、主に土日祝日に行われ、横浜市西区の社会人リーグ・他会との試合のための遠征・イベントによる試合・紅白戦等があり、全て自由参加です。一番の目標としているのは、毎年全国の法曹が集まる全国法曹サッカー大会での優勝で、当部は、横浜1・横浜2と2チームを参加させています。日々の業務とは別に、サッカーをする場所を探している人は、是非一度参加してみてください。

入部等の連絡先 会員 佐竹 勇祐 yusukesatake0112@gmail.com



神奈川県弁護士会スキー・スノボ同好会

「部活動」ではなく、アットホームな神奈川県弁護士会スキー・スノボ同好会です。細かな決まりはなく、日程を合わせて一緒に滑ったり、ランチだけ時間を合わせたりと、自由にゆるく活動しています。25-26シーズンは2月の土日に福島(平日休みづらい若手向き)、3月の平日に北海道遠征を予定しており、今後は海外遠征復活も画策しています!

初心者からベテランまで大歓迎!気軽に雪山へ行く機会を増やしましょう! 興味のある方は、三輪(横浜総合法律事務所 miwa@breeze.gr.jp)までご連絡ください。



囲碁同好会

初心者歓迎!囲碁同好会

こんにちは、「囲碁同好会」です。私たちは毎年11月23日開催の法曹囲碁大会に向け、月1回当会会館で活動しています。活動には毎回元院生(プロ棋士養成機関)のインストラクターを呼んでおり、棋力アップ間違いなしです。(活動後には任意参加の食事会も!)参加者は初心者から高段者まで幅広く、法曹囲碁大会も棋力別にクラスが分かれており、初心者も大歓迎です。興味のある方は、まずは幹事の三浦修会員(日本大通り法律事務所 045-664-5291)にご連絡下さい。(会員 木南 公成)



神奈川将棋の会

神奈川将棋の会の活動は、プロ棋士をお招きしての指導対局会及びその後の懇親会がメインである。指導対局会の開催時刻に先立ち参加者同士の対局会も開催している。タイトル戦の舞台となった宿での対局・合宿も実施している。

指導対局会では、参加者のレベルに応じプロ棋士に駒落ちで指導を受けることができる。初心者の方でも十分楽しめるので、将棋に興味のおありの方は是非ご参加を(参加希望の方は川崎パシフィック法律事務所(044-211-4401)までご一報いただければ幸いです)。(会員 種村 求)



キャンパス・アバウト

神奈川県弁護士会美術同好会(キャンパス・アバウト)は、30年以上の歴史を持つ、美術好きが集まった、とてもアバウトな同好会です。

当会会員だけでなく、他会会員、書記官、会員の家族、事務職員その他美術が好きな法曹関係者なら入会でき、経験や力量、修習期や年齢などに全く関係なく、作品を制作、発表し、美術について語り合うことができます。

連絡は、中村俊規会員(045-661-3541)まで。

編集後記

クロオオアリの女王アリを採集した。女王アリの結婚飛行はこの時期にしか見られない大イベントである。息子は大喜びで「アリ飼育セット」を組み立て、女王アリの観察を開始した。翌日、再び飼育セットを見てみると、女王アリはそこになかった。どうやら蓋を開けたままにしていたため逃げたらしい。息子は号泣。しかし、号泣の理

由はアリを逃がしてしまつたこと、ショックではなく、アリを危険な目に遭わせてしまったこと、申し訳なさだとのこと。息子の心は着実に成長している。

千歳 博信
山口 暢章
伊藤 達夫
渡邊 幸穂
古西 将大
若林 健二
高橋 友深
小川